

賃上げのための中小企業支援、人手不足解消のための介護・保育の支援拡充を

【馬場】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問致します。

まず、雇用・労働問題について伺います。

安倍首相は年頭所管で「景気回復の温かい風が全国津々浦々に届き始めている」と述べました。しかし、その実感が地域の中には全くありません。地域の商店街を回ると、「どこの世界の話なのか」「良くなる要素がない」との声が広がっています。一体なぜこんなことになるのでしょうか。

毎月勤労統計調査の不正の結果、昨年の賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされていたことが判明しました。そして、実質賃金は前年比マイナスになる可能性があることも明らかになりました。さらに、有効求人倍率も実態は深刻な偏りがあります。例えば、低賃金が強い建設業で8.06倍、輸送・機械運転で3.99倍、福祉関係で3.55倍と異常な人手不足が広がる一方で、事務的業務では正規で0.42倍、常用パートでも0.66倍と相変わらず求人過多が続いていることがわかります。毎月勤労統計の不正問題と深刻な偏りの中で高い水準にある有効求人倍率特を通して見えてくるのは、「景気回復」の一方で、国民の懐は温まらず国民消費が大きく冷え込んでいる実態ではないでしょうか。

さる12月議会で、我が党成宮議員の代表質問で知事は、雇用や労働の状況について「このままで良いとは一切考えていない」としながら、働き方改革の推進や制度の周知徹底、セミナーの開催などに取り組んでいることをあげ、我が党が提案した「誰もが安心して働き続けることができる京都府条例」の制定は必要なしとされました。

しかし、非正規雇用率全国ワースト2位や不本意非正規の割合が30代で全国6位など、本府の厳しい現状を見たとき、賃金の引き上げをどう実現するのかが解決の最も中心の対策になるのではないのでしょうか。厳しい雇用や労働の実態を改善するためには、抜本的な賃金の引き上げが不可欠だと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

賃金の引き上げのためには、国に対して最低賃金の抜本的な引き上げと、厳しい対応が求められる中小企業への支援のために、「業務改善助成金」制度を、最低賃金の引き上げへの直接支援となるよう見直しを求める必要があると考えますがいかがでしょうか。

同時に、京都府として例えば給与の低さや労働環境などが原因で、深刻な人手不足が続く介護や保育分野で、働き続けることができる賃金の確保などに取り組む施設などへの特別な支援策を実施する必要があると考えますがいかがでしょうか。

建設労働者の実態を直視し賃金規定を持った公契約条例の制定を

雇用・労働問題について、建設労働者の問題でさらにお聞きします。設計労務単価と現場労働者の単価に大きな乖離があることが、京建労のみなさんが組合員を対象に行なっている賃金アンケートの中で明らかになっています。2018年度の賃金アンケートでは、「経験5年以上かつ65歳以下」という条件をかけ、見習いや仕事量の減る高齢層を除いた3349人から回答が寄せられました。その結果、全業種の平均が、常用の労働者の日額が前年比281円増の14,411円、手間請の一人親方の日額が前年比18円減の17,861円となっています。京都府の公共工事設計労務単価の全業種平均が22,569円ですから、その差は日額で約5000円～8000円、年収にすると実に200万円弱もの差になってまいります。設計労務単価の引き上げで建設労働者の処遇改善を図るとしてきた国の政策は全く現場に届いていないといわなければなりません。

先日、本府発注の公共事業の現場で、現場監督の方にお話をお伺いしました。「2次や3次業者は、台帳は出してもらおうが、そこで法定福利費がどう支払われているかまでは把握していない」「請負契約書だけで

賃金を把握するのは不可能。現場の職人に直接聞くしかない」などという話が当然のように出てきます。こうした話は、本府が「設計労務単価が上がっているのだから現場の単価も上がっている」と繰り返してきた説明が、全くあてにならないものであることを表しているのではないのでしょうか。

そうした中、建設工事現場での労災死亡事故が多い事への対策として作られた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる職人基本法が一昨年3月から施行されました。法の中では、「適正な請負代金の額、工期等が定められること」「必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられること」「安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めること」「処遇の改善及び地位の向上が図られること」により、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることを基本理念とし、都道府県の責務として、法の基本理念にのっとり、区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとともに、基本計画の策定に努めることとされています。12月議会で、京都府計画の作成について、「公共、民間問わず、一人親方も含めてすべての建設工事従事者を対象にし」「実効性のある計画を来年度中に策定するため作業中」「労働局、市町村、関係団体など連携協力して取り組んでいく」との答弁がされました。

そのうえでお聞きします。設計労務単価の引き上げや、職人基本法のように現場労働者の安全や健康の確保を目指す法整備ができてきてもなお現場の実態は深刻で、そうした労働環境が深刻な人手不足につながっています。その原因は、労務単価を引き上げたがそれが末端まで届いているかが見届けられていないことや、安全・健康の確保のために職人基本法でも「法定福利費の確保が必要」としながら、基本方針では誰が負担しなければいけないのか、それをどう保障するのかは全く触れられていないことなどがあります。

職人基本法に基づく「実効性ある計画」を本府が作るにあたっては、関係団体への聞き取りはもちろん、現場の生の実態を早急につかむ必要があると考えますがいかがでしょうか。合わせて、労働者の賃金や労働環境などを保証するためには、賃金規定などの拘束力を持った公契約条例の制定が急がれると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

【知事・答弁】馬場議員のご質問にお答え致します。賃金の引き上げについてでございます。賃金の引き上げに向けては、中小企業の生産性向上を図り、中小企業が経営面の体力を付けていくことが必要でございます。このため、京都府では中小企業応援条例に基づき、中小企業応援隊の伴走支援と併せ、エコノミックガーデニング事業等により、設備投資支援による生産性向上など、経営力強化に取り組むとともに、労働局や京都市とともに、経済団体に対しても賃金引き上げについて、毎年、要請を行っているところでございます。

また、最低賃金の引き上げにつきましては、これまでから、政策提案におきまして国に対して要望し、京都府ではここ3年間、毎年24円から26円、引き上げられてきたところであり、中小企業の経営の影響も見極め、一步一步引き上げていくことが大切でございます。合わせて引き上げの原資となる収益を拡大させるため、中小企業の生産性向上が不可欠と考えております。そのため、国の支援策であります、業務改善助成金の制度改善を含め、現場のニーズに即した支援についても要望してきたところであり、こうした活動の結果、この助成金につきましては、対象となる事業場を最低賃金800円未満の事業場1000円未満の事業場に拡充するなどの見直しがなされてきたところでございます。今後とも、支援制度の充実などを国に対して要望するとともに、雇用環境の改善に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】介護・保育に係る人材不足対策についてでございます。介護職員や保育士の確保のためには、職務と経験が適正に評価され、給与等の処遇改善を図ることが重要であり、国が責任を持って介護報酬や保育所運営のための法定価格に反映させるべきものと認識しています。このため、国に対して、繰り返し給与改善等を強く要望してきた結果、平成21年度以降、介護職員には月額約37000円、保育士にあっては、平成25年度以降、月額約38000円の引き上げがなされました。加えて、保育士には昨年度、技能や経験に着目した、月額最大で40000円の処遇改善を図る制度が導入されているところであります。さらに、今年

4月には保育士に対する公費 200 億円程度を投じ、月額 3000 円の処遇改善が図られるとともに、10月には、経験・技能のある職員に重点化を図る介護職員のさらなる処遇改善のため、公費 1000 億円が投じられる予定でございます。京都府においては、給与規定の整備や、休暇取得、労働時間短縮のための取り組み等を要件とする京都福祉人材育成認定制度や、保育士の職階に応じて求められる業務や能力等の処遇を連動させた、京都式キャリアパスを進めることにより、引き続き介護職員や保育士の職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

【建設交通部長・答弁】 建設工事の労務単価についてでございます。地元の建設業の皆様には、災害対応や除雪等、地域の安心・安全を支える重要な役割を担っていただいております、その担い手を確保し育成するためには、労働者の賃金を含めた労働環境の改善が必要と考えております。設計労務単価は、都道府県等の公共工事発注が下請けを含めた労働者を対象に、賃金台帳等と照合しながら綿密に実態を調査した上で、京都府内の 51 職種の平均設計労務単価は平成 24 年以降、労務費調査におきまして、実勢賃金の上昇が認められましたため、引き上げをしてきておりまして、6 年間で約 33% の上昇となっております。引き続き、現場労働者の賃金に適切に反映されますよう、国等とともに機会があるごとに建設業関係団体に周知徹底するなど、適切な賃金水準の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

公契約条例の制定につきましては、労働者の賃金問題は公契約のみならず、私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして労働法制の中で整備すべきものと考えてございます。今後とも、平成 24 年に策定いたしました、公契約大綱に基づきまして地元建設業の維持・育成に努めますとともに、来年度、策定を予定しております、職人基本法に基づく都道府県計画に幅広い施策を盛り込み、建設業の労働環境改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【馬場・再質問】 ご答弁をいただきました。賃上げについては、明確に「必要だ」ということは言われませんでしたけれども、否定はされない。同時に、最低賃金の引き上げなどを国に求めてきたということで、そういった意味では、賃金を引き上げていくことについては、知事としても必要だと認めていると理解をさせていただきます。一方で、現場のニーズを受け止めて処遇改善助成金などの制度改善を求めているという話しがあったわけですが、やはり私は現場の実情をしっかりと見ていただく必要があると思うし、厳しい現状をみたときに、早急に賃金を引き上げていくことが必要ではないかなと思っています。

介護の分野でいいますと、様々な要望をしていただいて、処遇改善なんかを国に求めてきているという話しがあったのですが、やはり建設の現場と同じように、様々な取り組みをしていることは否定しませんが、現状は厳しい状況があって、先程紹介をしたように、非常に厳しい人手不足の状況がある、これをしっかりと見ていただく必要があって、そのためにはやっぱり私は、どうやって引き上げていくのかについて、京都府としても積極的に取り組んで行くことが必要ではないか、特別な支援が必要ではないかというご指摘をさせていただいております。

いくつか再質問をさせていただきますが、全国で、健康で文化的な生活を営むことのできる最低生計額を調べる取り組みが広がっています。京都府でも京都総評を中心にして現在取り組まれています。これまでの調査によると、25 歳の単身者では、全国どこでも、税金なども含めて月に 22~24 万円程度が必要だといわれています。現在の京都府の最低賃金は 882 円です。これだと 1 日 8 時間、週 40 時間、休みなく働いても年収は 183 万円にしかありません。月収にすると 15 万円ほど。とてもまともな生活ができないし、これを 1500 円に上げてやっと年収 312 万円、月収 26 万円です。賃上げについては必要だという立場に立つのであれば、どの程度の引き上げが必要だと考えておられるのか。また、普通に働けばまともな暮らせる賃金として、最低賃金 1500 円への引き上げについて、知事はどのように考えられますか。

設計労務単価が 33% 上がっているということがありましたけれども、先程紹介をした京建労の調査によると、現場ではせいぜい数%しか上がっていない。この声に対して、先程、答弁にもありましたように、相変わらず設計労務単価の調査で実態がつかめているという姿勢に終始し、現場の声に背を向けている姿勢とい

わなければいけません。先日の代表質問で、統計調査の不正について、知事は「極めて遺憾」としたうえで、「施策の実施に当たっては実態をしっかりとつかむことが重要」と答弁された。統計調査で不正をしたら正確な施策実施ができないではないかとの指摘だと思います。「設計労務単価は上がっているのに現場の単価が上がっていない」、この声に答えて、しっかりと調査をすることが必要ではないかと思ひますし、このズレについてどのように受け止めておられるのか、再度答弁をいただきたいと思ひます。

【知事・再答弁】馬場議員の再質問にお答ひ致します。馬場議員のご紹介の調査につきましては、詳細を承知しておりませぬけれども、最低賃金につきましては、国にそれに基づいた制度がありまして、一步一步引き上げていくことが重要だと考へておりまして、これまでからも繰り返し要望をしているわけでございます。また、先程も申し上げましたけれども、賃金の引き上げのためには、その収益となります原資が必要でございまして、中小企業の生産性向上とも併せて取り組んで行く必要があると考へております。いずれに致しましても、賃金の引き上げにつきましては、精一杯努力をしまひたいと思ひております。

【建設交通部長・再答弁】建設労働者の賃金についてでございます。建設労働者の賃金は、公共や民間工事、工事の規模や内容、受注額によりまして、労使間で総合的に決められるものでございまして、設計労務単価が労働者に支払われる実賃金を拘束するものではないという性格のものでございまして、設計労務単価は基本給だけではなくて、ボーナス等の臨時手当や交通費、食費等の現物支給も含めた額が設定をされておりました。現場で労働者に支払われる基本給とは一致しないものとなっております。いずれにいたしましても、地域の安心・安全を支える建設業の担い手確保は、建設企業はもとより、私ども公共事業の発注者におきましても極めて重要な課題でございますので、引き続き国等とともに、適切な賃金水準を確保に努めますとともに、社会保険の加入ですとか、週休2日制の導入等、建設労働者の労働環境や処遇の改善にも積極的に取り組んでまいりたいと思ひております。

【馬場・指摘要望】段階的に引き上げられていくべきものだというお話があったわけですがけれども、このままの現状でいきますと、本当に私は働く労働者、また、京都で暮らす人たちが安心して暮らしていけるような状況が中々訪れないのではないかなと思ひております。最低賃金は上がってきているけれども、その中で実質賃金は上がってきていないというような状況があつて、そういった意味で、これから先に見えてくるのは最低賃金付近で働くような労働者がどんどんと増えていく世の中になっていく。そうなったときにどうこれを改善していくのかに明確な道筋を持たなければ、本当にこの京都で安心して働いていける労働者を生み出していけることにはならないのではないかと。

安倍首相は、最低賃金を年3%ずつ引き上げ、全国平均1000円を目指すとされております。しかし、時給1000円では22~24万円を得ようとすれば、220時間から240時間の月労働時間が必要で、毎月60~80時間の残業を前提とした働き方になります。本当の意味で働き方を改革し、8時間働けばまともに暮らせる社会を作るためには、最低賃金を1500円に引き上げるのは最低限の基準だと考へます。

今、本府に求められているのは、中小・零細事業者への支援を抜本的に強化をして、最低賃金1500円が実現できる環境を作ることにあります。本府として、その立場に立っていただくことを強く求めておきます。

設計労務単価については労使間で決められるんだという話がありまして、同時に、設計労務単価で実際に支払われているものを全て把握することは難しいというような話がありました。だったら、現場の調査をしっかりとさせていただきたい、どんな状況で現場の労働者が働いているのかを掴まずに、現場の施策を打ち出すことはできないと思ひますし、確かに最低賃金の引き上げに国が果たす役割は非常に大きいわけですが、公共事業の現場でいいますとどういった働き方をするのか、例えば、賃金の下限や最低限守られなければならない労働環境を定めること、そしてそれを末端まで保障する、こうした制度を作っていくことが、「安心して働き続けることができる」京都府を示していくことは、公共事業の適正化はもちろん、雇

用・労働問題の解決の上でも極めて重要だと考えます。公共工事での現場の実態調査をしっかりと進めていただいて、どういう労働環境で働いているのか、賃金の規定などを含む公契約条例の制定を強く求めておきます。

公営住宅への入居辞退を無くすために保証人に関する規定を削除せよ

【馬場】次に、府営住宅の申し込みや整備についてです。

社会の深刻な高齢化や格差と貧困の広がりの中で、公営住宅法に「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられ、住宅のセーフティーネットとしての役割が求められる府営住宅の在り方が改めて重要になっているのではないのでしょうか。

その点で、いくつかお聞きします。

まず、府営住宅の申し込みについて伺います。現在、府営住宅の申し込みでは、1名の連帯保証人を立てることが必要になっています。公営住宅の申し込みでの連帯保証人については、公営住宅法上は規定がなく、国土交通省が住宅局長通達として示した「公営住宅管理標準条例（案）」の中で、「保証人の連署する請書を提出すること」「特別の事情があると認められる者に対しては、保証人の連署を必要としないとすることができる」とされてきました。しかし、昨年3月に「公営住宅管理標準条例（案）」の改正についてとの通達が出され、「保証人に関する規定を削除すること、入居者の条件として例示されていた「国税や地方税の滞納がないこととの例示を削除すること」、「家賃の減免または猶予について民生部局との連携を追加すること」などが示された。この通達は、貧困と格差が広がる中で、極めて重要な通達であり「住宅のセーフティーネット」としての役割が大きくなる中で、本府でも早急に必要な通達であると考えます。私も、離婚しシングルマザーとなられた女性が府営住宅に当選したものの、年金暮らしの母親を保証人にしようとしたところ、府の定めた保証人の収入基準を満たすことができず、入居を辞退せざるを得なくなった方からのお話をお聞きしたこともあります。本府においても、入居資格を得ながら、保証人の確保ができず辞退している方がいらっしゃるということが十分に予想されます。

そこで伺います。国からの通達の中身を重く受け止め早急を実施すべきと考えますが、本府の取り組みの状況と今後の見通しをお聞かせください。

また、本府は昨年、府営住宅条例を一部改正し、府営住宅の管理運営を住宅供給公社への委託から、民間業者への指定管理を可能にし、昨年末には16団地について、民間企業を指定管理の候補として選定をしました。しかし、府営住宅の管理運営に当たっては、国の通達にもあるように「住宅のセーフティーネット」として、個々の入居者の実情に合わせて、行政機関が連携しながら丁寧かつ柔軟な対応が求められます。そうした公営住宅としての役割に鑑みても、府営住宅の管理運営を民間業者などへ委託することは、すでに住民からも不安や反対の声が上がっているように、十分に慎重を期す必要があります。府営住宅の民間業者への指定管理させる方針は直ちに改める必要があると考えますがいかがですか。

府営住宅にかかわっての2点目は、府営住宅の整備についてです。

私は、この間何度も、府営住宅のお風呂の改修やエレベーターの設置について、質問をしてまいりました。高齢化が進む中で、「浴槽が深すぎてまたいでお風呂に入ることができない。」「階段を何度も休憩しながら登っている」など、府営住宅に住み続けるうえでその整備・改修は急務だと考えます。

この間、エレベーターの設置については、その基準が「5階建、40戸以上、片廊下式」から、戸数の基準が30戸以上に緩和されました。基準の緩和は歓迎するものですが、40戸以上の基準で設置が可能な団地113棟のうち約30棟については、この間「他府県の新工法や新技術の情報収集をすすめ、設置推進に取り組む」と議会では答弁されながら、ほとんどのところではエレベーター設置の見通しが立っていません。これでは、エレベーター設置を多くの住民が望んでいるにもかかわらず、基準を満たしながら一向に設置できない団地が取り残されていくこととなります。この間「設置不可」としてきた団地での設置に向けた取り組み

がどうなっているのかお聞かせください。同時に、早急に設置を進める必要があることから、基準を設けずすべての団地を対象として設置を進めるべきと考えますがいかがですか。

同時に、浴槽の改修・設置については、建て替えを待つのではなく、計画的に進めるべきと考えますがいかがですか。以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【建設交通部長・答弁】府営住宅についてでございます。府営住宅は、セーフティネットの中核であり、身寄りのない単身高齢者や住宅に困窮する低額所得者に対して的確に住宅を供給する公営住宅の役割は引き続き重要と考えております。府営住宅等の入居者資格については、従来から住宅審議会場で改善に向けた検討を進めておりまして、平成29年6月の募集から、連帯保証人を従来の2名から1名に緩和したところでございます。また、生活保護受給者や高齢単身者等の優先入居者に対しては、要件を満たせば連帯保証人を猶予する制度も設けているほか、昨年3月の国土交通省通知で、入居者資格の例示から除外することとされました。国税や地方税の滞納がないことの規定につきましては既に要件としていないほか、民生部門との連携を図り、優先入居や家賃減免等の制度を設けるなど、住宅困窮者に配慮した対応に努めてまいりました。さらに、国の通知に記載されました保証人の規定の削除につきましても、去る2月1日に住宅審議会管理部会を開催いたしまして、検討に着手したところでございます。引き続きさらなる制度の見直しを進めてまいりたいと考えております。

府営住宅の指定管理者制度の導入につきましては、昨年3月の京都府包括外部監査の指摘も踏まえまして、住民サービスの向上の観点から導入を図ることとし、昨年9月議会で府営住宅条例改正案をご議決いただいたところでございます。指定管理者の選定にあたりましては、入居者に対するサービスの向上、業務遂行力、及び経費の縮減効果等につきまして、京都府指定管理者等選定審査会住宅部会におきまして審議をいただいた上で、乙訓南丹地域の14団地の指定管理者として、来年度から5年間、株式会社東急コミュニティーを指定する議案を今議会に提案をさせていただいております。今後、乙訓南丹地域の運営状況も検証しながら、今後4年間で段階的に府営住宅への指定管理者制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

また、入居者の高齢化が進む中、施設住棟へのエレベーターの設置も重要と考えておりまして、構造的な支障が少なく、より多くの方が利用できる片廊下型住棟への設置を優先して進めております。平成28年度に策定をいたしました、京都府府営住宅等長寿命化計画では、5階建て以上片廊下型の対象住戸数を従来の40戸以上から30戸以上に拡大したところでございまして、対象となります177棟のうち、95棟でエレベーター設置が完了致しましたほか、高齢者世帯等につきましては、階段の昇降による負担も考慮をいたしまして、低層階への住み替えも進めているところでございます。対象住棟の中には、京都市内の団地におきまして、建築基準法等の規定によりまして、標準的なエレベーター棟の増築が困難なものもございますが、入居者のご要望も踏まえまして、建築基準法を所管する京都市と設置に向けた協議を進めております。浴槽の改善につきましては従来から入居者の意向を確認しながら順次、改正を進めておりまして、これまでに約4500個が完了し、今年度は72個の浴槽でも改修に取り組んでいるところでございます。今後とも、入居者のご意見を丁寧にお聞きし、エレベーターの設置や浴槽の改修等、府営住宅の住環境の改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。